

感染症法の予防計画における個人防護具の備蓄に係る目標の達成状況について (令和7年10月1日時点)

医政局医薬産業振興・医療情報企画課 (令和8年2月17日公表)

- 各都道府県の予防計画における、個人防護具（PPE）の備蓄を十分に行う医療機関等の数に係る目標設定については「協定締結医療機関（病院、診療所、訪問看護事業所）のうち、8割以上の施設が、協定により5物資についてその施設の2ヶ月分以上に当たる各種PPEの備蓄を行うこと」を基本的な目標の考え方として示している。（「都道府県、保健所設置市及び特別区における予防計画作成のための手引き」（令和5年5月））
- 全国の集計値では、協定締結医療機関のうち、備蓄に関する協定を締結している施設は91.0%、協定により5物資についてその施設の2ヶ月分以上に当たる各種PPEの備蓄を行う施設は53.4%となっている。引き続き医療機関等における備蓄の推進に向けた支援等を進めていく。

	全国集計値 令和7年10月1日時点 (括弧内は昨年度の参考数値※)	協定締結医療機関数に 対する割合
協定締結医療機関 (病院、診療所、訪問看護事業所) の数	50,526 (46,205)	—
協定締結医療機関のうち、備蓄に関する 協定を締結している医療機関数	45,981 (41,453)	91.0% (89.7%)
5物資のいずれも2ヶ月分以上の備蓄をする ことを内容とした協定を締結した医療機関数	27,003 (22,573)	53.4% (48.9%)

※令和6年の「協定締結医療機関数」及び「協定締結医療機関のうち、備蓄に関する協定を締結している医療機関数」のデータは9月30日時点の数値、「5物資のいずれも2ヶ月分以上の備蓄をすることを内容とした協定を締結した医療機関数」のデータは10月1日時点の数値。